

# 家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態変更について（案） ～ 概要 ～

## ★検討経過

府市統合本部

### 【基本的方向性】

民間活用を主体とした受皿組織を設立して現業職員を移管し、非公務員化を図る。



経営形態変更に係る方針（案）

### 【基本方針】

- ごみ収集輸送事業は市民生活になくてはならない重要な都市基盤サービスのひとつである。
- 最終的な処理責任は、廃棄物処理法により市に課されている。
- 「民でできることは民へ」の視点に基づき、全事業の民間化と非公務員化を同時に達成する。

各種の民間化事例を参考に新会社を設立

## ★ごみ収集輸送業務

現行サービス水準の維持が大前提

### ごみの収集輸送業務

- 普通ごみ収集
- 資源ごみ収集
- 容器包装プラスチック収集
- 粗大ごみ収集
- 環境整備
- 古紙・衣類の分別収集
- 普及啓発
- 規制指導
- 委託業務の検収

業務の仕分け

### 【民間で実施可能】

- ・民間委託の拡大
- ・現業職員の非公務員化

【行政（基礎自治体）が実施】

※ 普及啓発や規制指導業務について  
ごみ減量や分別指導などの普及啓発業務をはじめ、排出事業者や一般廃棄物収集運搬許可業者に対する規制・指導業務、委託業務の検査など公権力の行使を伴う業務は、引き続き行政として体制を確保して実施します。なお、ふれあい収集については新会社に業務委託し、現行どおりの内容で継続します。

※ 家庭ごみ収集の有料化について  
家庭ごみ収集の有料化につきましては、処理責任が課されている本市において実施の是非を判断するもので、今回の経営形態の変更とは関連するものではありません。

## ★今後のスケジュール等

事業者の公募 《平成25年秋頃～》

### 【事業者公募の概要】

- 民間出資による会社（以下、「新会社」）を設立します。
- 新会社と本市の間で、5年間の家庭系ごみの収集輸送業務にかかる委託契約を締結します。  
⇒5年後経過後は、完全民間開放し、競争入札により契約相手方を選定します。
- 新会社には、現在ごみ収集輸送業務に従事している本市現業職員の受け入れを前提とします。
- 本市が保有する環境事業センターの土地・建物といった資産は、新会社へ有償貸与し、車両は新会社のニーズに応じて売却します。

事業者の選定 《平成26年2月頃》

### 【選定方法等】

- 公募型コンペ（設計競争）方式で新会社の設立主体となる事業者を選定します。
- 新会社が将来（5年後）の完全民間開放の際に競争力をもちうるように、ごみ収集輸送事業にかかるノウハウを蓄積し、経営基盤安定化のための事業戦略（収益性、成長性）の展望をもつことを求めます。
- 大規模災害の発生など緊急時については、本市から臨機応変な対応を直接指示するとともに、万一の場合には、設立事業者が責任を持って対処するもしくは、新会社同士がカバーしあえるなど、万全な体制を構築していきます。

業務委託の開始 《平成26年度央》

### 【新会社に委託する主な業務】

- 普通ごみ収集
- 資源ごみ収集
- 容器包装プラスチックごみ収集
- 古紙・衣類の分別収集
- 不法投棄ごみ収集
- ふれあい収集

### 【上記以外の業務】

- 粗大ごみ収集⇒別途民間委託します。
- 事業系ごみを対象とした有料収集（継続・臨時）  
⇒本市の事業としては廃止します。

※家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態変更に係る方針(案)については、こちらをご覧ください。